

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次
◇規 則 地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

規 則

地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年七月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県規則第三十九号

地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方農林振興局長事務委任等に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十二号を第三十三号とし、第二十一号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 林業構造改善事業に関する計画の認定に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。